

## 第35回農地総会議事録

開催日時	令和2年5月8日（金） 午後3時05分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室	
出席委員	西野 幸一・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・高橋 政継・廣井 千里 中島 義幸・大野 哲・久保田 彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中島 正根 中山 忠明・山本 和正・松田 環・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博 矢野 強  以上19名	
欠席委員	なし	
事務局出席者	岩崎事務局長・近森次長・竹内係長・野中主任・北村主査	以上5名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第5号議案 農用地利用集積計画変更の件 第6号議案 高知（高知市）農業振興地域整備計画変更の件〔通常変更〕 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件</li> <li>・農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件</li> <li>・農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件</li> <li>・非農地証明願の件</li> <li>・農地法各条の取下・取消・訂正処理の件</li> </ul>	
備考〔添付書類〕	<input type="checkbox"/> 第35回農地総会議案書 <input type="checkbox"/> 現地案内図 <input type="checkbox"/> 議案資料（第1号議案、第2号議案①、第3号議案②～⑤） <input type="checkbox"/> 令和2年度 今後のスケジュール（予定） <input type="checkbox"/> 転用許可申請等の結果について（報告）	

開 会 議 長	(高橋 政継 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時00分)) ただいまより、第35回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員はございません。 委員総数19名全員の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	会議規則第23条第2項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、中山忠明委員と上田博委員の2名にお願いいたします。
議 事 議 長 委 員 議 長 島崎課長	ただいまから、議案の審議を行います。 今月は農振の案件がありますので、皆様の了解を得て、そちらを先に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし) それでは最初に、第6号議案、「高知市農業振興地域整備計画の変更の件」の通常変更について議題といたします。 農業振興地域整備計画の通常変更の場合、農業振興地域の整備に関する法律の施行規則、第3条の2第2項におきまして、市長は農業委員会の意見を聞かなければならぬと定められております。 今回、高知市長より意見の諮問を受けておりますので、ご審議をお願いします。 それでは、農林水産課より説明をお願いいたします。除外と編入がございますが、一括して説明をお願いします。 農業振興地域整備計画の通常変更について説明 ・除外案件14件：整理番号1 送電用の鉄塔 整理番号2 山林への地目変更 整理番号3 分家住宅 整理番号4 分家住宅 整理番号5 個人住宅の駐車場・庭 整理番号6 生活用道路

	整理番号 7 公衆用道路 整理番号 8 社員駐車場及び貨物車駐車場 整理番号 9 住宅及び倉庫等 整理番号 10 太陽光発電施設の設置 整理番号 11 太陽光発電施設の設置 整理番号 12 太陽光発電施設の設置 整理番号 13 駐車場 整理番号 14 墓地  ・編入案件 6 件 : 整理番号 1 高知市中山間地域等直接支払制度事業の協定農用地に追加するため 整理番号 2 高知市中山間地域等直接支払制度事業の協定農用地に追加するため 整理番号 3 高知市中山間地域等直接支払制度事業の協定農用地に追加するため 整理番号 4 高知市中山間地域等直接支払制度事業の協定農用地に追加するため 整理番号 5 高知市中山間地域等直接支払制度事業の協定農用地に追加するため 整理番号 6 高知市中山間地域等直接支払制度事業の協定農用地に追加するため
議長	<p>第 6 号議案の説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。</p> <p>第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。</p>
西野委員	<p>除外案件の整理番号 1 と 14、編入案件の整理番号 5 と 6 については計画の変更をやむを得ないものと認めました。</p>
議長	<p>次に、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。</p>
山崎委員	<p>除外案件の整理番号 2、4、6、10、11、12 については、計画の変更をやむを得ないものと認めました。</p>
議長	<p>次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。</p>
竹内委員	<p>除外案件の整理番号 8、9、13 と、編入案件の整理番号 1 から 4 については、計画の変更をやむを得ないものと認めました。</p>
議長	<p>次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。</p>

川澤委員	除外案件の整理番号3, 5, 7については、計画の変更をやむを得ないものと認めました。
議長	それでは、これより審議に入ります。 ご意見、ご質問はございませんか。
西野委員	位置図に航空写真を採用したのは良かった。非常にわかりやすい。
大野委員	除外案件の整理番号4については交付金の返還が発生すると思われるが、対応はどうになるのでしょうか。
森下主査	耕地課が窓口になって対応いたします。
中島正根委員	調書から環境保全型直接支払交付金の対象地になっているか確認できないので、対応をお願いしたいと思います。
島崎課長	ご指摘の点について、改善するようにしたいと思います。
議長	他にご意見、ご質問はございませんか。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。
	第6号議案の全ての案件につきまして、「変更はやむを得ない」と回答することに、ご異議はございませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは、そのように回答することにいたします。
	農林水産課の方はお疲れさまでした。
	(農林水産課 退席)
	続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。
	事務局より議案の説明をお願いします。
北村主査	今月は全体で7件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。
	案件1と案件2は、譲受人が同一の案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。
	案件1は、行川、その他の区域、畠、1,575m <sup>2</sup> を、案件2は、行川、その他の区域、畠、1,052m <sup>2</sup> 外1筆、合計2,972m <sup>2</sup> を、両案件とも譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。
	現地案内図はNo.1, No.2をご覧ください。それぞれピンクに塗った所が申請地です。
	申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作または保全管理しております、今回の申請地ではショウガを栽培する予定であるとのことです。
	農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻と長男も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、従来どおりのショウガ栽培を続けることや、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響を及ぼすことはないとのことです。

続きまして、議案書2ページの案件3と、議案書3ページの案件4、案件6、案件7は、譲受人が同一の案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

議案書2ページの案件3は、池、市街化調整区域、畠、 $16\text{ m}^2$ 外4筆、合計 $140.61\text{ m}^2$ を、議案書3ページの案件4は、仁井田、市街化調整区域、畠、 $2,482\text{ m}^2$ 外1筆、合計 $2,511\text{ m}^2$ を、案件6は、春野町仁ノ、市街化調整区域、登記地目田、現況畠、 $766\text{ m}^2$ を、案件7は、春野町仁ノ、市街化調整区域、登記地目田、現況畠、 $274\text{ m}^2$ を、4案件とも譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図にきましては、No.3、No.4、No.6、No.7をご覧ください。それぞれピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地は耕作不利地を除いて全て耕作または保全管理しているとのことで、申請の時点では、高知市以外にも、南国市、須崎市、香南市、四万十町にも経営農地があったことから、各自治体の農業委員会に、耕作状況について照会したところ、四万十町を除く農業委員会からは、全て耕作中もしくは保全管理されているとの回答を得ています。

四万十町の農地については、4月24日に開催された第二事前審査会及び4月28日に開催された第四事前審査会の時点では、四万十町の農業委員会からの回答によると、耕作放棄され雑草が繁茂している農地があるとのことでしたので、譲受人に対して、四万十町の農地を全て耕作もしくは保全管理しているとみなせる状態に戻すよう、事務局より指導しておりました。

その後、四万十町の農業委員会から、当該農地については非農地証明書を交付したとの連絡がありましたので、ご報告いたします。これにより四万十町の土地については農地ではないこととなり、議案書に記載している譲受人の経営面積につきましても $119,387.42\text{ m}^2$ から $116,222.42\text{ m}^2$ となります。

その他の項目について、ご説明いたします。

譲受人は今回の申請地では、全て栗を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕運機など11台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しており、また、5人の作業員を雇用して農作業を行っているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法について地域の防除基準に従い営農するため、影響はないと考えることです。

なお、案件4の申請地について、現地の状況をご報告いたしますので、お手元にお配りしております資料のうち、「第1号議案 案件4」と書いている資料をご覧ください。

案件4の申請地については、4月23日に担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行ったところ、お手元に配布しております写真のような状況となっており、びわの木と竹が混在して生えている状況でした。申請者の代理人に確認したところ、びわの木については自家消費している果実はあるものの、販売等を目的として肥培管理しているものではなく、通路等は管理しているとのことでした。竹についてはある程度は間伐されておりますが、下草が繁茂している箇所もみられました。

案件4の状況については以上です。

続きまして、議案書3ページの案件5は、春野町東諸木、田、市街化調整区域、644m<sup>2</sup>を、申請地が譲受人の自宅に隣接することによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑に塗った所が譲受人の自宅です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地は耕作不利地を除いて全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、特に問題は見当たらないが、仮に問題が発生したとしても、自己責任で対処することです。

以上、案件4については、申請地の状況が農地として耕作できるとみなせる状態であると判断された場合は、許可要件の全てを満たすと考えます。

それ以外の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認をいただいております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

議長 第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の西野副委員長から報告を

	お願いいいたします。
西野委員	案件1と2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	続いて第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、四万十町の農地が保全管理されている状態に戻れば、許可相当と認めました。
竹内係長	しかし、この場合、四万十町の農地が非農地となった場合はどうなりますか。 農地法第3条第2項には、どういった場合に農地の権利移転を認められないかが規定しております。その中で第1号には「耕作又は養畜の事業に供すべき農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合」は許可することができないと規定しております。
大野委員	本案件については特にこの「耕作又は養畜の事業に供すべき農地」という点が問題となっています。 市外の農地については、その農地が所在する土地の農業委員会が農地性を判断することになります。今回、四万十町が対象地を非農地と判断しましたので、事業に供すべき農地」とはならないことになります。したがって、四万十町の農地については全部耕作要件の対象から外していただいて構いません。
竹内係長	非農地証明については、例えば高知市では耕作放棄されてから10年というのが条件になっていると思いますが、四万十町も同じ条件でしょうか。仮に条件が異なるとすれば、どのように整理するのが適当でしょうか。
山崎委員	非農地証明は農地法によるものではなく、行政サービスなので各市町村の農業委員会ごとに取り扱いは違っています。ただし、農地性の判断についてはその土地が存在する地区の農業委員会の権限に属することですので、四万十町の土地についての判断は四万十町農業委員会の判断に委ねられることになります。
議長	わかりました。では、案件3については四万十町の不耕作地を除外して考えるということで許可相当と認めます。案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、現地は以前に果樹が栽培されておりましたが、現在は農地として耕作または保全管理されているとは認められないため、下草の除草をしていただき、農地としての管理ができる状態に復元されるまでは、許可要件を満たさないものと判断いたしました。
	なお、総会でのご審議をお願いいたします。
	わかりました。案件4については後ほど審議いたします。.

	続いて第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	<p>案件5については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p> <p>また、案件6と7については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議しましたが、四十万町の農地を対象地から除くこととなりましたので、許可相当と認めました。</p>
議長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
加藤委員	案件4の資料写真は一団の農地ということですが、4枚の写真のうち3枚は農地であるように見えますが、うち1枚は藪のように見えます。申請地の面積も2,511m <sup>2</sup> あり、どこまで管理すれば良しとすべきか判断に迷います。皆さんのご意見はいかがですか。
西本委員	この写真だけを見ると適切な管理ができているとは言えないように思いますが、写真だけでは断言できないとも思います。申請地のなかでも荒廃している部分を撮った写真ということでしょうか。
竹内係長	申請地の現地調査は北川推進委員と私のほか事務局員で行いましたが、おおむね全体が写真のような状況と考えていただいて良いかと思います。写真に写っている竹については栽培をしているのではなく自然に繁茂している状態だと考えられるのではないかと思います。ビワについては自家消費程度の収穫をしているとのことです。
西本委員	竹については間隔もあいており、栽培と見做せないこともないかもしれません。むしろビワについてはどうだろうかと思います。申請地ではクリを植える予定とのことです、耕作計画ではなく、現在の状態を見て審査すべきではないかと思います。
廣井委員	事前審査会では「竹をどこまで整理すれば農地として判断されるのか」ということが論点になっていたと思います。
議長	もう少し、申請地の状況を改善してもらってから、許可することとするのはどうでしょうか。この写真では一部は藪と言わざるを得ないと思います。今回は保留として、委員が現地で農地の復元を確認したうえで、それから許可するということでどうでしょうか。
委員	(異議なし)
岩崎事務局長	先ほどのご審議ですが、写真だけでは現地の状況が分かりにくいというご意見もあることですので、これまでの運用に従って、次回の事前審査会で現地確認をして、他の委員も確認のうえでご審議いただくようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。
加藤委員	事前審査会が疑問を持った案件については、総会でも慎重に判断してしかるべきだ

	と思います。先ほど事務局長が仰られたやり方が適當だと思います。
議 長	他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
岩崎事務局長	案件4については、申請地が農地としての管理ができていないことから、来月の農地総会までに是正をするよう指導し、今月は保留とすることに、また、それ以外の案件につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
	少しお待ちいただけませんでしょうか。先ほど自分から申し上げましたのは、写真だけでは委員が判断するのは難しいということでしたので、次の事前審査会で地区担当の委員以外も含めて現地確認をしてその上で審査を行うということでしたが、ただいまのお話は現地の復元・管理の指導をした上で事前審査会の審査をするという案になっていると思います。このあたりの取り扱いについて確認させていただいてよろしいでしょうか。
西本委員	原則的には推進委員が現地確認をして事前審査会で報告するということになっていると思うのですが、今回の審査においてはどのような方法をとられましたか。
竹内係長	今回の案件についても通常通り現地確認は推進委員が行い、他の委員はその報告を受けて事前審査会での審査を行っております。
西本委員	本案件については特に事前審査会の委員全員の現地確認の上、審議をしていただくというのはどうでしょう。一部の委員が判断の責任を負うのは荷が重いと思いますし、状況もよくわかると思います。
議 長	皆様の意見はいかがでしょうか。
西野委員	事前に譲渡人に通達しておかないと。
議 長	委員が現地確認に入る前に農地の復元を指導する、ということですね。
西野委員	そうです。
廣井委員	申請地は全体的に資料の写真と同じような状況だったわけですね。農地復元の指導をして現地が変わった状況を見るなら、事前審査会の委員全員が見る必要もないのではないですか。
西本委員	いや、私は事前審査会の委員全員で現地調査を行うべきだと思います。委員によって判断が分かれる場合もあるだろうし、少数の委員に判断を委ねるのは責任が重すぎる。
議 長	皆様、この件について意見はいかがでしょうか。
岩崎事務局長	折衷案になりますが、写真からではわかりづらいということですので、現地の農地復元を指導した上で、複数の委員で現地調査するということではいかがでしょう。
議 長	ただいまの事務局の提案はいかがでしょうか。農地の復元を指導した上で、複数の委員で現地調査を行う、ということですが。

委 員 議 長	<p>(異議なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、そのように決定いたします。</p> <p>それでは第2号議案農地法第4条の規定による許可申請の件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p>
北村主査	<p>今日は全体で1件の申請が出されております。議案書は、5ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、大津乙、登記地目田、現況雑種地、671m<sup>2</sup>のうち226.37m<sup>2</sup>を、駐車場に転用するという内容の申請です。</p> <p>現地案内図は、No.8をご覧ください。赤線で囲んだところが申請地一筆の形状で、このうちピンクで塗った所が申請地、緑色で塗った所が一体利用地である駐車場です。</p> <p>なお、先ほど農林水産課から説明がありました第6号議案の案件13は、本件の申請地及び一体利用地を拡張して駐車場にしようとするものです。本件の申請は、すでに農用地区域から除外されている農地の転用について、転用許可を受けていないことがわかったため、事後に許可を受けようとするものです。</p> <p>農地の区分につきましては、農用地区域から除外されており、電停田辺島通駅から300m以内に位置する農地であることから、第3種農地と判断しております。</p> <p>それでは、まず転用の経緯についてご説明いたします。引き続き現地案内図をご覧ください。</p> <p>赤線で囲んだ申請地一筆のうち、緑色で塗った所については、平成8年3月27日付で農地法第5条の転用許可を受け、土地を貸して資材置場に転用していたのですが、資材置場としての土地の貸借が終了した後、近隣の住民から駐車場として借りたいとの申し出があったため、貸駐車場に整備して使用していたことです。その後も、駐車場を借りたいとの希望が多くあったため、平成19年頃にピンクで塗った本件申請地の部分に貸駐車場を拡張しましたが、その際、転用許可を取ることを怠っていたとのことで、今回改めて転用の許可申請を行うこととなったものです。</p> <p>それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、①と書いている資料をご覧ください。</p> <p>事業計画書によりますと、今回の申請地は、既設の貸駐車場を拡張する形で転用したもので、最初に貸駐車場にした部分は駐車台数が11台分でしたが、近隣の方からの要望が多く、申請地に拡張することで駐車台数23台分に拡げたとのことです。また、申請地は市道を隔てて市街化区域に隣接しており、路面電車が通っている国道195号線まで約100mの距離にあるため、貸駐車場に転用するのに最適であると考えたとのことです。</p> <p>続いて、2枚目の土地利用計画図を兼ねた測量図をご覧ください。転用の内容とし</p>

ましては、申請地北側に既設の駐車場 11 台分があり、今回の申請地に 12 台分を拡張して、合計 23 台分の貸駐車場に転用しているとのことです。

拡張部分である申請地は、平成 19 年に転用済となっておりますが、造成については嵩上げ等は行わず、アスファルト舗装で仕上げているとのことです。

申請地への進入経路については、北側の高知市道から直接進入しているとのことで、申請地の筆の北側に東西に水路が通っておりますが、一部は暗渠、一部はグレーチングで蓋掛けをしているため、通行に支障はないとのことです。

排水については雨水のみであり、駐車場全体に斜度をつけて北側に水を流し、筆の北側の排水路に排水しているとのことです。なお、この排水路は、平成 8 年に転用許可を受けて資材置場にしたときに設置したもので、市道に管を埋設し市道側溝に放流しているとのことです。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。申請地北側は市道を挟んで宅地、南側、西側は申請者所有の畠、東側は田となっております。南側、西側は、申請者所有の農地の先にも別の方が所有する農地がありますが、駐車場への転用であり、距離も十分離れているため、悪影響を及ぼす恐れはないものと判断します。東側の田については、以前に所有者から排水が東に流れないようにすることとの話があり、境界にコンクリート框を設置して対応済とのことですが、同意書も添付されております。

他法令の手続きとしまして、都市計画法の開発許可の申請は不要となっております。

その他の添付書類についてご説明いたします。本件は転用済の案件であるため、始末書が添付されております。

地区の土木委員の意見につきましては、確認不要であることを担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。

以上で、第 2 号議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三事前審査会です。第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員 案件 1 につきましては、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議長 事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいいたします。

西本委員 資料に同意書がありませんが、どうなっていますか。

竹内係長 委員の皆様にお配りした資料は概要説明のためのものですので、隣地の転用に関する同意書の添付は省略し、説明のみとさせていただきましたが、提出はされております。

西本委員	今まででは同意書の添付もされていました。よく注意してください。提出された書類が我々に配られないのはおかしいじゃないですか。
岩崎事務局長	今まで農地法の審議を行う際は同意書を資料として添付されていませんでした。農振法の審査を行う際には同意書も資料として添付していますが、農地法の場合は事前審査会があり、その場に申請書添付書類一式を持参し、必要とあれば現物をお見せして審議していただいているわけです。今後、総会の資料として同意書の写しが必要ということであれば添付するように取り扱いしますが、いかがでしょうか。
議 長	いかがでしょうか。資料に同意書の写しをつけてもらうようにしますか。
西本委員	事前審査会で確認されているのであれば構いませんが、事前審査会で実際に同意書を見ていますか。
竹内係長	事前審査会にはその場で確認できるよう申請書と添付資料一式を持参しておりますが、配布資料とはしていません。本案件については事前審査会において資料提示の指示がありませんでしたので、現物の確認まではしておりません。
議 長	いかがでしょうか。
西本委員	私だけの意見ということでしたら取り下げます。
議 長	事前審査会でいちど審査しているわけですから、総会で検めることまではしなくても良いのではないでしょうか。
西本委員	いや、事前審査会でも説明まであって、書類そのものを確認しているわけではないのですよ。
竹内委員	ただいまお話しされているのは、本案件に関することでしょうか。それとも農地法にかかる総会の審査すべてについて議論されているのでしょうか。
西本委員	この案件についてのことです。
竹内委員	この案件については転用済みということで、地元委員も現地の状況を把握しており、同意書の確認は不要と判断したことです。それでよろしいですか。
西本委員	わかりました。
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1については、許可相手との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それではそのように決定いたします。
	続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件です。
	事務局より、第3号議案の説明をお願いします。
北村主査	今月は、全体で5件の申請が出されております。議案書は7ページをご覧ください。

議案書 7 ページから 8 ページにまたがります案件 1 は、池、畑、2,886 m<sup>2</sup>のうち 1,043.57 m<sup>2</sup>外 3 筆、合計 3,969 m<sup>2</sup>のうち 1,799.98 m<sup>2</sup>を、社員用の駐車場に転用するため、賃借権を設定するという内容の申請です。

現地案内図は、No.9 をご覧ください。赤枠で囲んだ土地が申請地の筆で、このうちピンクに塗ったところが転用する部分となります。

農地の種別につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、甲種、1種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であるため、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等について説明しますので、本日お配りしております資料のうち、②と書いている資料をご覧ください。

資料 1 枚目の事業計画書によりますと、賃借人は労働者派遣に係わる事業等を行う法人であり、現在、高知医療センターに医療系社員 80 名を委託社員として置いておりますが、今まで使用していた賃貸駐車場の閉鎖に伴い、近隣で代替の駐車場を探していましたが、最近は高知医療センター近くの駐車場の閉鎖が多くなり、適当な駐車場が見つからないため、今回の申請に至ったとのことです。

続きまして、資料 3 枚目の土地利用計画図をご覧ください。

計画の概要としましては、社員用の駐車場として普通車 30 台分、軽自動車 50 台分の合計 80 台分の駐車場に転用する計画となっております。一部縦列駐車が必要な区画がありますが、シフトを調整して駐車することです。

造成計画については、整地のみで、全面に碎石を敷くことです。南北部分の既存ネットについては一部を撤去し、敷地内の既設 U 字溝にグレーチングを設置する計画となっております。

進入経路については、南側の市道より申請地南東にある既存のスロープを通って進入する計画となっております。

排水については雨水のみであり、現地は碎石敷きとするため、全て自然浸透することです。

次に、申請地周辺の状況についてご説明いたします。申請地東側、西側、北側は賃貸人所有の残地部分の農地、南側は市道となっております。周辺の農地は、全て賃貸人所有の農地となります。駐車場への転用であるため、日照・通風に悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

次に、他法令の手続きについてご説明いたします。

現地は建物等を建築しないため、都市計画法の開発許可の申請は必要ありません。

その他の添付書類についてご説明いたします。

資金証明書類として、賃借人名義の金融機関の残高証明書の写しが添付されており、

本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。また、本件貸借人が法人であるため、法人の登記事項証明書及び定款の写しが添付されております。

土木委員の意見につきましては、確認不要であることを担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。

また、申請地の一部は未相続地となっておりますが、本件の申請に関して相続権者全員の同意があることを事務局にて確認しております。

案件1については以上です。

続きまして案件2は、重倉、田、450m<sup>2</sup>を、本件の借人が自己住宅に転用するため、使用貸借権を設定するという内容の申請です。現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、10ha以上の拡がりのある一団の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断しておりますが、既存集落に接続して住宅を建築するものであるため、不許可の例外に該当するものと考えております。

事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、③と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請者は現在高知市の中心部に居住していますが、子どもが生まれたことを機に実家のある重倉地区に居住することを計画したとのことで、今後の実家の農業の手伝いや子どもの世話、将来の両親の介護など実家との相互扶助のため、実家近くの父所有の本件申請地を選んだとのことです。

続いて、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。転用計画としましては、建築面積111.48m<sup>2</sup>の木造2階建て住宅1棟と、駐車場2台分に転用する計画です。

造成計画については、20cmの切土をした後、30cmの盛土をし、建物西側の駐車スペース部分は土間コンクリートで仕上げ、建物東側・南側・北側は碎石敷きとし、隣地との境界部分にブロック2段とフェンスを設置する計画となっております。

申請地への進入経路については、申請地西側の市道から進入する計画となっております。

申請地から発生する排水の処理については、生活排水は敷地の北西に設置する浄化槽から、敷地内に埋設する排水管を通じて申請地西側の市道側溝に排水し、雨水は自然浸透の他に、敷地内4カ所に設置する集水枡に集積した後、生活排水同様に申請地西側の市道側溝に排水する計画となっております。なお、市道側溝への排水については、水路管理者である高知市の排水同意書が添付されております。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。申請地東側、南側、北側は田、

西側は市道となっておりますが、南側の田は貸人所有の農地であり、東側、北側の田については所有者の同意書が添付されております。なお、西側の市道を挟んだ先にも畠がありますが、建物は申請地の東側に建てることと、市道の幅が約6mあることから、離隔距離が十分にあり、日照・通風に悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

他法令の手続きとしまして、本件申請地は、その他の区域にあるため、都市計画法の開発許可の申請は不要となっております。

その他の添付書類についてご説明いたします。資金証明書類については、金融機関の融資証明書が添付されており、転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

地区の土木委員の意見につきましては、確認不要であることを担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。

案件2については以上です。

続きまして案件3は、布師田、登記地目宅地、現況畠、26.44m<sup>2</sup>外1筆、合計234.7m<sup>2</sup>を、駐車場及び資材置場に転用するため、所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図は、No.11をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、令和2年4月16日付けで農用地区域から除外されており、JR布師田駅から概ね500mに位置する農地であることから、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、④と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請者は現在宝永町に夫と居住しておりますが、申請地西側の居宅に転居を計画し、その居宅に居住するに当たり、自家用車両の駐車場及び譲受人の夫が自営業で行っている看板業で使用する事業用車両の駐車場と資材置場に転用するため、居宅に隣接する本件申請地を選んだとのことです。

続いて、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。転用計画としましては、自家用車両の駐車場2台分と事業用車両の駐車場1台分、資材置場、車両転回スペース等に転用する計画です。

造成計画については、切土・盛土は行わず、整地のみを行うとのことです。

申請地への進入経路については、申請地東側の里道から進入する計画となっており、進入に際し工事は要さないとのことです。

排水については雨水のみであり、土地の形質等は現況と変わらないため、全て自然浸透とのことです。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。申請地北側及び西側は宅地、東側及び南側は里道、水路を挟んで田となっておりますが、東側及び南側の田について

は同意書を取得済みとなっております。なお、北側の宅地を挟んだ先にも田がありますが、本件は、駐車場及び資材置場への転用であるため、周辺農地の日照・通風に悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

他法令の手続きとしまして、都市計画法の開発許可の申請は不要であることを確認済とのことです。

その他の添付書類についてご説明いたします。

本件申請地は、土地改良区内の農地であるため、土地改良区の意見書が添付されており、転用に関して特に問題はないとのことです。

資金証明書類については、譲受人名義の金融機関の通帳の写しが添付されており、本件転用に必要な資金を貯えることを確認しております。

地区の土木委員の意見については、問題ないとすることを事務局で確認しております。案件3については以上です。

続きまして、議案書8ページから9ページにまたがります案件4は、春野町芳原、田、 $581\text{ m}^2$ 外4筆、合計 $1,160\text{ m}^2$ を、太陽光発電施設に転用するため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図は、No.12をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

農地の種別につきましては、令和2年4月16日付けで農用地区域から除外されており、甲種、1種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であるため、第2種農地と判断しております。

事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、⑤と書いている資料をご覧ください。

資料1枚目の事業計画書によりますと、譲受人の株式会社ライフラインサービスは太陽光発電事業を営んでいる法人で、申請地を選んだ理由としましては、現在の所有者は本件申請地を相続したときから県外に居住しているため、長年近隣の方に管理をしてもらっていましたが、所有者自身も高齢となり、息子も県外に居住しているため、今後の管理を考え、譲受人に太陽光発電設備設置地としての買取打診があつたためとのことです。

続いて、資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。転用計画としましては、縦 $1.65\text{m}$ 、横 $0.992\text{m}$ の太陽光パネルを合計360枚、パワーコンディショナ9台を設置し、メンテナンス時の車両駐車スペース及び作業スペースに転用する計画となっております。また、申請地の南東端の辺りに引込柱を設置し、その南に新設する四国電力の電柱に接続する計画となっております。

造成計画については、盛土、切土は行わず、整地のみ行う計画となっております。

申請地への進入経路については、申請地東側の市道から進入する計画となっており、進入に際し工事は要さないとのことです。なお、公図上は申請地東側に道はありませんが、高知市道路管理課に市道であることを確認済とのことです。

排水については雨水のみであり、土地の形質等は現況と変わらないため、全て自然浸透するとのことです。

その他、容易に立ち入りが出来ないよう、パネルの周囲に高さ 1.2m程のフェンスを設置し、フェンス内は浸透式の防草シートを張る計画となっております。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。資料 3 枚目の公図をご覧ください。ピンクで塗りつぶした部分が本件申請地で、公図に道はありませんが東側に申請地の一部を敷きこむ形で高知市道が南北に通っております。

周囲の状況としましては、東側と南側の色塗りをしていない宅地部分を除いて、周囲は全て里道もしくは水路を挟んで田となっております。その中で、赤の斜線で示した農地については、土地所有者からの隣地同意書が添付されております。それ以外の緑、紫、茶、黄色で塗った農地は土地所有者からの隣地同意書が得られておりません。

このことについて、申請者から理由書と被害防除計画書が添付されております。お手元の資料 4 枚目をご覧ください。左半分が理由書、右半分が被害防除計画となっております。なお、理由書に記載の土地の所在に、色付きの下線を引いておりますが、この下線の色と 3 枚目の公図の色が同じものが同一の土地となっております。

4 枚目の理由書によりますと、黄色の農地については、令和元年 9 月から 10 月にかけて計 3 度訪問し、亡き所有者の奥様に話をしましたが、息子に任せているので回答できないとのことで、息子さんに連絡を取っていただく様子もなく、また連絡先も教えないとのことで同意が得られなかつたとのことです。

緑色と茶色の農地については、登記簿上の住所は現在空き家となっており、令和元年 6 月に近所の方に聞いたところ、土地所有者は既に亡くなっているようで、誰も居住していないとのことです。また、家族に関しても情報は得られなかつたとのことです。

紫色の農地については、登記簿上の住所は現在駐車場となっており、これ以上調査をする方法がないとのことです。

理由書については以上で、これらの農地については被害防除計画書にて対応することです。

被害防除計画書によりますと、土砂の流出、たい積、崩壊に対する被害防除計画としましては、土台は地中に支柱を打ち込むのみであり、土地の形質等は現況と変わらないため、太陽光発電施設の設置に伴って新たな被害は発生しないとのことです。万

一、土砂の流出等、被害が生じこととなった場合は擁壁を設けるなど、必要に応じて誠実に対処することです。

次に、雨水・生活雑排水等に対する対策としましては、発生する排水は雨水のみで、地表は土のままであるため、雨水の排水は現況と変わらないとのことです。また、パネルとパネルの間には1センチの隙間があるため、雨水が1か所に集まることはなく、全面に浸透するため、太陽光発電施設の設置に伴って新たな被害は発生しないとのことです。万一、被害が生じることとなった場合は排水路を設けるなど、必要に応じて誠実に対処することです。

次に、周辺農地への日照・通風についてご説明します。資料5枚目の日影図をご覧ください。日影図とは、建築物が造る影を時刻ごとに書き込み図化したもので、今ご覧いただいている日影図は、影が最も長くなるとされる、冬至の朝8時から夕方4時までの1時間毎に太陽光発電施設が造る影を図化したものです。

図で示すとおり、申請地の北側と西側に日影が生じていますが、北側の農地は申請地より1.2m程度高くなっていますので、日照に支障はないと思われ、西側の農地については隣地同意書が添付されております。また、太陽光発電施設の設置であることから、通風についても支障はないとのことです。

その他、申請地の草刈り、清掃等は2か月に1度の保守管理を徹底するほか、遠隔管理装置を設置して機械的なトラブルが生じた場合は即時対応し、近隣農家の苦情や要望が出た場合には、その意見を尊重し、誠実に対応することです。なお、防草シートは耐用年数が10年程度の物を用いる予定で、シートの状況に応じて必要がある場合には早期の張替えも実施することです。被害防除計画については以上です。

次に、他法令の手続きについてご説明いたします。

現地は建物等を建築しないため、都市計画法の開発許可の申請は必要ありません。

その他の添付書類についてご説明いたします。

資金証明書類として、譲受人名義の金融機関の残高証明書が添付されており、今回の転用に必要な資金を貯えることを確認しております。また、本件譲受人が法人であるため、法人の登記事項証明書及び定款の写しが添付されております。

その他、太陽光発電施設の運営に関する添付書類として、経済産業省の太陽光発電設備に係る認定通知書、四国電力の太陽光発電施設の設置に伴う系統連係及び電力需給の契約に関する書類が添付されております。

土木委員の意見につきましては、問題ないとことを事務局で確認しております。

案件4については以上です。

続きまして案件5は、春野町内ノ谷、田、2,275 m<sup>2</sup>のうち494.41 m<sup>2</sup>を、借人の自己

住宅に転用するため、使用貸借権を設定するという内容の申請です。

現地案内図は、No.13をご覧ください。赤線で囲んだところが申請地一筆の形状で、このうちピンクで塗った所が申請地です。

農地の種別につきましては、令和2年4月16日付けで農用地区域から除外されており、平成6年に土地改良法による換地処分を受けていることから第1種農地と判断しておりますが、既存集落に接続して分家住宅を建築するものであるため、不許可の例外に該当するものと考えております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、⑥と書いている資料をご覧ください。

資料1枚目の事業計画書によりますと、借人夫婦は現在賃貸マンションに居住していますが、子ども3人の計5人の家族構成で家が手狭であり、一戸建ての住宅建築を予定しているとのことで、申請地は実家の近隣に位置しているため、休日には農作業を手伝うことができ、実家の家族と相互に子育てや休日農業従事など、助け合いながら生活を営むには最適であることから、本件申請地を選んだとのことです。

続いて、資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

転用計画としましては、建築面積103m<sup>2</sup>の木造平屋建て住宅1棟、夫婦1台ずつと来客用として駐車場3台分、物干スペース、植栽スペース、通路部分に転用する計画となっております。

造成計画については、通路部分は40cm、それ以外は60cmの嵩上げを行い、整地する計画となっております。

申請地への進入経路については、申請地の南東、建築基準法第42条第1項道路、いわゆるみなし道路から申請地内に設ける進入路を通って進入する計画となっており、車両については、申請地の北東の道路から水路に設置された既設の床板を通って進入する計画で、道路占用許可を申請中とのことです。なお、みなし道路と申請地が接続するところは、みなし道路より申請地が1mほど高い形状となっておりますが、接続要件について申請者の代理人に確認したところ、建築指導課と施工業者で現地調査を行い、現状のままで接続要件を満たしているという回答を得ているとこのことです。

排水については、雨水は、4月28日開催した第四事前審査会の時点では、自然浸透及び浸透し切らない分については、申請地西側及び南側の貸人所有の田へ放流する計画となっておりましたが、その後建築指導課との協議の中で、計画を変更する necessity が生じたため、自然浸透し切らない分は、住宅の敷地全体に斜度をつけて南東に流し、進入路部分を通って最終的にはみなし道路との接続部分から水路へ排水する計画に変更するとのことで、排水同意については申請中とのことです。なお、進入路部分を含

	<p>めて申請地と西側の田との境界には新たに擁壁を設置して、雨水が田へ流れないようになるとのことです。生活排水については、高知市上下水道局が管理する下水道に接続して排水する計画となっており、下水道の接続手続きについては、申請準備中とのことです。</p> <p>次に、申請地周辺の状況についてご説明いたします。資料3枚目の公図合わせ図をご覧ください。</p> <p>赤線の外枠が筆の形状を表しており、ピンクで塗った部分が本件申請地です。</p> <p>周囲の状況としましては、北側は田、東側は市道と用悪水路を挟んで山林及び宅地となっており、また土地の分筆が行われた場合、西側は貸人所有の田、南側は貸人所有の田及び公衆用道路を挟んで田が隣接することになります。従いまして、被害防除計画の対象としましては、北側、西側、南側の農地となります。全ての土地所有者からの同意書が添付されております。</p> <p>次に、他法令の手続きについてご説明いたします。</p> <p>都市計画法の開発許可の関係では、分家住宅として申請準備中とのことです。</p> <p>その他の添付書類についてご説明いたします。</p> <p>資金証明書類として、借人名義の金融機関の融資証明書の他、借人の親から本件転用にかかる費用を借人夫婦に贈与する旨を記した証明書と、併せて借人の親名義の金融機関の残高証明書が添付されており、今回の転用に必要な資金を貯える見込みがあることを確認しております。</p> <p>土木委員の意見につきましては、排水は公共下水道に接続するようにとのことです。</p> <p>以上で、第3号議案の説明を終わります。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二、第三、第四事前審査会です。第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件2と3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件4と案件5については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問がござ

	ざいましたらお願ひいたします。
中島正根委員	案件4について、隣地同意書が得られなかつた理由書に隣地所有者の相続人に連絡がつかず、そのため同意が取れなかつたという説明がなされていますが、この説明だけでよろしいのでしょうか。
竹内係長	前提としまして、同意書は必須の添付資料ではなく被害防除計画に代わる資料である、ということがあります。従いまして、同意書がなくても被害防除計画の内容が整つていれば許可要件としては十分ということになります。本件につきましては行政書士の方が関わっていますが、行政書士の方といえども自在に戸籍を取得できるわけではなく、このケースでは戸籍を取得して相続関係を確認するのは難しいと思われます。第四事前審査会では推進員による地元調査を行いまして、同意書の添付はなくとも、被害防除計画の内容に問題がないという判断となりました。
廣井委員	私たち行政書士は直接の職務に関することで戸籍の調査を行うことができるのですが、職務外のことでのことはできないことになっております。
中島正根委員 議長	わかりました。 よろしいでしょうか。他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員 議長	案件1、案件3、案件4については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに、案件2、案件5については、第1種農地の案件ですので、県ネットワーク機構に諮問した後、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに、決定いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) そのように決定いたします。
北村主査	続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いします。 今月は全体で27件の申請が出されております。 内訳は、所有権移転が2件、利用権の新規設定が15件、更新設定が9件、新規設定と更新設定が混在した案件が1件となっております。 議案書11ページに、所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。 今月は、所有権の移転をする者が2人、所有権の移転を受ける者が2人で、所有権移転を行う農地は田が2筆で866m <sup>2</sup> 、畑が1筆で198m <sup>2</sup> 、合計3筆で1,064m <sup>2</sup> です。 次に、議案書12ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。 まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が25人で、延べ27

人、利用権の設定を受ける者が 18 人で、延べ 27 人となっております。

土地の内訳は、田が 79 筆で 46,596.43 m<sup>2</sup>、畑が 5 筆で 6,514 m<sup>2</sup>、合計 84 筆で 53,110.43 m<sup>2</sup>です。また、設定の内訳を見ますと、新規設定が 47 筆で 26,977 m<sup>2</sup>、更新設定が 37 筆で 26,133.43 m<sup>2</sup>となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。

それでは、最初に所有権移転の案件からご説明いたします。議案書は 22 ページをご覧ください。

案件 21 は、春野町弘岡下、田、329 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 866 m<sup>2</sup>を、売買により所有権を移転するものです。本案件は、令和元年 10 月 1 日に譲渡人より売りたいとの申し出があり、令和 2 年 3 月 30 日に JA 高知県春野支所にて、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまったものです。なお、議案書に記載している金額は、売買価格を 1 反あたりの価格に割り戻した額となっております。

続きまして、議案書は 24 ページをご覧ください。案件 25 は、春野町東諸木、畑、198 m<sup>2</sup>を、売買により所有権を移転するものです。本案件は、令和 2 年 3 月 30 日に譲渡人より売りたいとの申し出があり、令和 2 年 4 月 14 日に JA 高知県春野支所にて、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまったものです。なお、議案書に記載している金額は、売買価格を 1 反あたりの価格に割り戻した額となっております。所有権移転の案件については以上です。

続きまして、利用権設定につきまして、新規設定の案件のみご説明いたします。

なお、利用権設定の開始日は、全て令和 2 年 6 月 1 日となっております。

議案書は 13 ページをご覧ください。議案書 13 ページから 14 ページにまたがります案件 1 は、五台山、田、295 m<sup>2</sup>外 15 筆、合計 6,739 m<sup>2</sup>に、5 年間賃借権を設定するもので、16 筆のうち議案書 14 ページの上から 4 筆が新規設定、それ以外は更新設定となっております。

なお、本件の申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局で確認しております。

続きまして、議案書 15 ページから 16 ページにまたがります案件 5 は、重倉、田、1,104 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 1,687 m<sup>2</sup>に、5 年間賃借権を設定するものです。

続きまして案件 6 は、重倉、田、55 m<sup>2</sup>のうち 17 m<sup>2</sup>外 5 筆、合計 1,156 m<sup>2</sup>に、5 年間賃借権を設定するものです。

続きまして、議案書 17 ページにまたがります案件 7 は、布師田、田、1,160 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 2,030 m<sup>2</sup>に、5 年間賃借権を設定するものです。

続きまして案件8は、布師田、田、737m<sup>2</sup>外1筆、合計1,877m<sup>2</sup>を、農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受けるもので、10年間使用貸借権を設定するものです。なお、貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして案件9は、高須、田、1,163m<sup>2</sup>外1筆、合計1,190m<sup>2</sup>に、5年間賃借権を設定するものです。

議案書は19ページをご覧ください。案件11は、介良丙、田、1,167m<sup>2</sup>外2筆、合計2,637m<sup>2</sup>を、農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受けるもので、5年間使用貸借権を設定するものです。なお、貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書19ページから21ページにまたがります案件13は、大津甲、田、459m<sup>2</sup>外9筆、合計3,994m<sup>2</sup>に、1年間賃借権を設定するものです。なお、本件の賃借人は、農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、賃借人は両親が借りていた農地を15年前から耕作しており、キャベツ、レタス、トウモロコシ、大根などを栽培しているとのことで、今回の借入地では水稻を栽培し、農家として収穫量の増加を図っていくとのことです。

続きまして案件15は、土佐山都網、畑、4,089m<sup>2</sup>に、5年10ヶ月間賃借権を設定するものです。なお、本件の賃借人は、農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、賃借人は新規就農5年目の農家で、現在は有機生姜、有機野菜を栽培・販売しているとのことで、平成31年3月に設立したオーガニックビジネス実践拠点づくり事業への参加に伴い、今回の借入地で有機農産物の生産量増大を目指していくとのことです。

続きまして、議案書22ページにまたがります案件17は、春野町弘岡中、田、1242m<sup>2</sup>外3筆、合計1,857m<sup>2</sup>に、10年間賃借権を設定するものです。

続きまして案件18は、春野町弘岡下、田、308m<sup>2</sup>に、5年間使用貸借権を設定するものです。

続きまして議案書23ページの案件22は、春野町弘岡下、田、570m<sup>2</sup>外2筆、合計1,351m<sup>2</sup>を、農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受けるもので、3年間賃借権を設定するものです。なお、貸付予定者は、現地で野菜を栽培する予定とのことです。

続きまして案件23は、春野町内ノ谷、田、485m<sup>2</sup>外3筆、合計1,409m<sup>2</sup>に、1年1ヶ月間賃借権を設定するものです。

続きまして案件24は、春野町内ノ谷、田、500m<sup>2</sup>に、1年1ヶ月間使用貸借権を設定するものです。

	<p>議案書は 24 ページをご覧ください。案件 26 は、春野町西畠、登記地目田、現況畠、1,206 m<sup>2</sup>に、10 年間賃借権を設定するものです。</p> <p>続きまして案件 27 は、春野町西畠、田、762 m<sup>2</sup>に、10 年間使用貸借権を設定するものです。</p> <p>以上、利用権の更新の案件も含め、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>全ての案件につきまして、本会で計画が妥当なものと決定されると、令和 2 年 6 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第 4 号議案の説明を終わります。</p>
議長	第 4 号議案の説明が終わりました。
山崎委員	事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二、第三、第四事前審査会です。
議長	第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件 1 から案件 4 については、計画を妥当と認めました。
議長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件 5 から案件 15 については、計画を妥当と認めました。
議長	次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
委員	案件 16 から案件 27 については、計画を妥当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。ただちに審議に移ります。案件 11 は、申請の当事者が、農業委員の同居の親族となっておりますので、まず案件 11 を審議することとしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは最初に、案件 11 のみを議題とします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項では、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と定められており、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。
議長	(関係委員 退席)
議長	それでは審議に入ります。案件 11 について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員	案件 11 について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
議長	(異議なし)
議長	案件 11 につきまして、計画を妥当なものと決定いたします。

	事務局は退席している委員を呼んでください。 (関係委員 復席)
議長	案件 11 以外の案件の審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願ひいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件 11 以外の案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	案件 11 以外の案件について、計画を妥当なものと決定いたします。 続いて第 5 号議案、農用地利用集積計画変更の件を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いします。
北村主査	今月は全体で 3 件の申請が出されております。議案書は 26 ページをご覧ください。 案件 1 は、令和 2 年 1 月 7 日に開催されました第 31 回農地総会でご審議いただき、令和 2 年 2 月 1 日付で公告されました利用権設定の計画につきまして、作物を野菜から野菜・ショウガ・花卉に変更し、設定する利用権の存続期間を 1 年から 11 カ月に変更、ショウガを栽培する筆は借貸を変更したいという内容で申し出があったものです。議案書では、変更後の計画で太字で示している部分が変更箇所となっております。 続きまして、議案書 27 ページの案件 2 と議案書 28 ページの案件 3 は、借受人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明します。 いずれの案件も、平成 30 年 8 月 6 日に開催されました第 13 回農地総会でご審議いただき、平成 30 年 9 月 1 日付けで公告されました利用権設定の計画につきまして、設定する利用権の存続期間を 15 年から 11 年に変更し、利用権の種類を使用貸借権から賃借権に変更したいという内容で申し出があったものです。議案書では、変更後の計画で太字で示している部分が変更箇所となっております。
	利用権の変更内容につきましては、法律上、公告等の手続きが定められていないことから、本会で変更が承認されると、本日付で計画が変更されます。
	以上で、第 5 号議案の説明を終わります。
議長	第 5 号議案の説明が終わりました。
	事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件 1 から案件 3 については、計画の変更を妥当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。

	本案件について、ご意見やご質問がございましたらお願ひいたします。 (意見、質問なし)
委 員 議 長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件1から案件3について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員 議 長	(異議なし) 案件1から案件3につきまして、計画の変更を妥当なものと決定いたします。 議案外の報告を事務局より一括してお願ひします。
北村主査	議案外の案件について、まとめてご報告いたします。 まず、「①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件」についてご報告いたします。議案書は、30ページをご覧ください。 今月は1件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件となっております。 本案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 続きまして、「②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は、32ページをご覧ください。 今月は6件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、秦が1件、鴨田が1件、一宮が2件となっております。 なお、案件4の申請地につきましては、令和元年9月3日に農地法第5条の転用届出を受理しておりましたが、農地法第4条の転用届出に変更したいとして、当初の5条転用届出については取消願が出され、改めて4条転用届出が出されたものです。当該取消願につきましては、後ほどご報告いたします。 全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 続きまして、「③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は、34ページをご覧ください。 今月は27件の届出が出されており、地区の内訳は、34ページから36ページにまたがりまして朝倉が4件、37ページにまたがりまして旭が2件、秦が3件、鴨田が2件、38ページにまたがりまして潮江が3件、39ページから40ページにまたがりまして中央が3件、40ページから44ページにまたがりまして長浜が6件、一宮が1件、高須が1件、45ページに移りまして介良が2件となっております。 全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

	<p>続きまして、「④非農地証明願の件」についてご報告いたします。議案書は、47 ページをご覧ください。</p> <p>今月は9件の申請が出られており、地区の内訳は、朝倉が1件、一宮が1件、48ページに移りまして高須が1件、49ページにまたがりまして春野が6件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。</p> <p>続きまして、「⑤農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件」についてご報告いたします。議案書は51ページをご覧ください。</p> <p>今月は、1件の取消願が出され、地区の内訳は、鴨田が1件となっております。令和2年3月19日付で取消願が出され、同日付で受理しております。</p> <p>なお、本案件が先ほど議案外報告②の案件4の際にご説明しました取消願となっております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p>
議長 委員 議長	<p>議案外の報告に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願ひいたします。 (意見、質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>事務局からの連絡がありましたら、お願ひします。</p>
事務局報告	
近森次長	(「令和2年度 今後のスケジュール（予定）」を説明)
竹内係長	(「転用許可等の結果について」を報告)
次回農地総会	
議長	次回の農地総会は、令和2年6月8日（月）を予定しております。
閉会 議長	(議長 高橋政継 挨拶して閉会を宣す。(午後5時50分)) 以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上とのおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 3 年 8 月 8 日  
高橋政徳

議長

議事録署名委員

中山忠明

議事録署名委員

上田博

議事録作成者

野中秀憲